

群馬大学公開講座規則

平成16年4月1日 制定

改正 平成17年4月1日 平成18年4月1日

平成22年4月1日 平成25年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第71条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）が開設する公開講座に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 公開講座は、本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資することを目的とする。

(講 師)

第3条 公開講座の講師は、本学の教員とする。ただし、必要がある場合は、その他の学識経験者を講師とすることができる。

(修了証書)

第4条 公開講座において、3分の2以上の課程を履習した者には、修了証書を授与する。

(講 習 料)

第5条 公開講座の講習料は、受講申請を受理するときに徴収する。

2 講習料の額は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）に定める額とする。

3 既納の講習料は、当該講座への参加のすべてを取り消す場合で、当該講座の第1日目の3日前（当該日が土曜日、日曜日及び休日（年末年始の休日を含む）の場合には、その直前の平日）までに申し出のあった者に対して、返還に要する費用を差し引いた金額を返還する。

(公開講座実施組織)

第6条 公開講座の企画・立案及び実施に関することは、地域連携推進室が行う。

(事 務)

第7条 公開講座に関する事務は、研究推進部産学連携推進課並びに各学部（医学部を除く。）及び昭和地区の事務部が協力して処理する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、旧群馬大学公開講座規程（昭和60年4月1日制定。以下「旧規程」という。）第7条第1号から第3号に規定する委員である者は、施行日にこの規則第7条第1号から第3号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。